

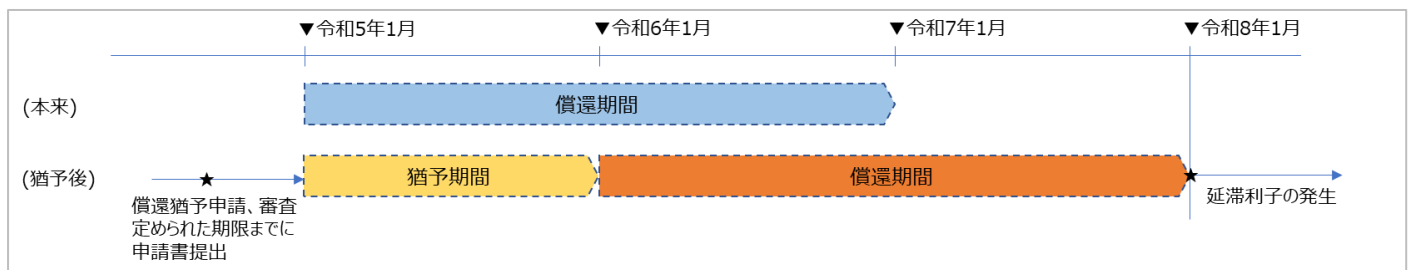
緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予とは

借入金の償還(返済)が必要であるが、様々な事情により償還を猶予する制度です。償還開始を1年間猶予することが可能です。制度の対象となる方は以下の通りです。償還猶予には審査があります。

<償還猶予の考え方>

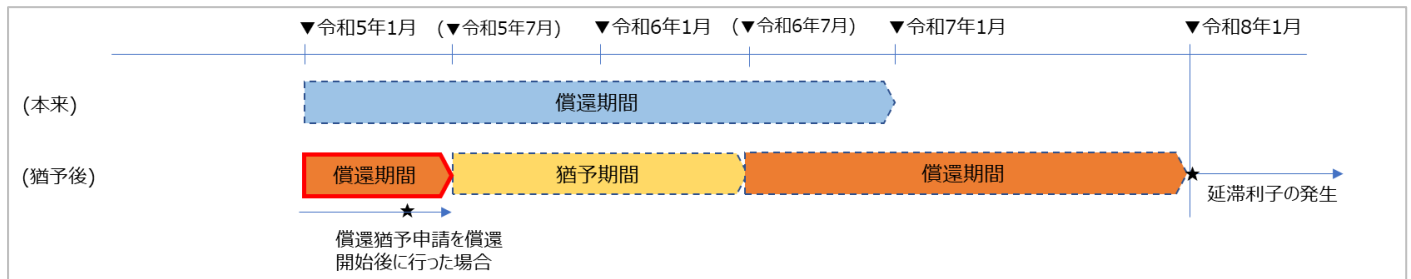
令和5年1月が償還(返済)開始で、2年間の償還期間の場合、償還猶予が認められると1年間が猶予期間となり、令和6年1月からの2年が償還期間となります。尚、償還猶予は償還期間を延長するものではありませんので、償還期限を超えた場合は、延滞利息が発生するため、ご注意ください。また償還猶予が決定した場合、他の生活福祉資金等の貸付決定に影響がある可能性があります。

(図1)令和5年1月から償還開始で、期限までに申請を行った結果、1年間償還猶予となった場合



(令和8年1月から延滞利息が発生します)

(図2)令和5年1月から償還開始で期限以降に申請がされ、令和5年7月から1年間償還猶予となった場合



(令和8年1月から延滞利息が発生します。令和5年1～6月については償還が必要です)

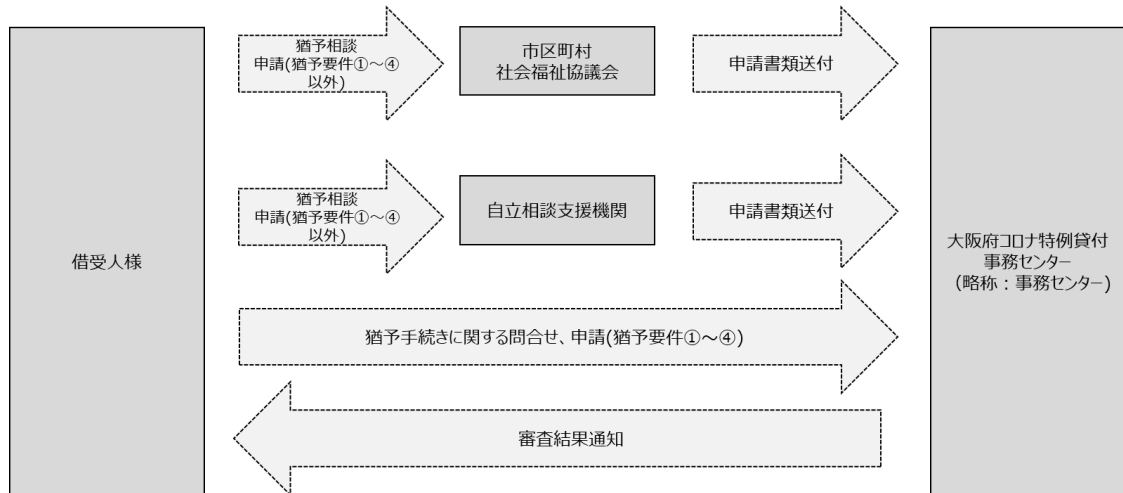
<償還猶予の対象となる方(猶予要件)>

- ① 地震や火災等に被災した場合 (必要書類：自治体等が発行する「被災証明書」「罹災証明書」)
 - ② 病气療養中の場合 (必要書類：医療機関、保険会社、保健所等が発行する「診断書」「病状証明書」「療養証明書」「傷病手当支給明細書」)
 - ③ 失業または離職中の場合 (必要書類：在籍していた会社、ハローワーク等が発行する「退職証明書」「離職票」「雇用保険受給資格者証」)
 - ④ 奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など、他の借入金の償還猶予を受けている場合 (必要書類：奨学金や事業者向けのローンを貸与している機関が発行する「奨学金返還期限猶予証明書」「返済猶予証明書」)
- ①～④以外でも、借受人様の生活状況を踏まえ、償還猶予が可能となる場合があります。

①～④以外の理由による償還猶予を希望される方は、市区町村社会福祉協議会もしくは自立相談支援機関へご相談ください。

<償還猶予手続き等>

償還猶予に係る手続き等の流れは以下の通りです。



[猶予相談窓口] 市区町村社会福祉協議会 もしくは 自立相談支援機関

[償還猶予申請先(猶予要件①~④)] 大阪府コロナ特例貸付事務センター

[償還猶予申請先(猶予要件①~④以外)] 市区町村社会福祉協議会 もしくは 自立相談支援機関

※市区町村社会福祉協議会 もしくは 自立相談支援機関に提出いただいた申請書類は、これら機関から事務センターへ提出されます。

申込方法：償還猶予申請書に記載の上、必要添付書類と一緒に償還猶予申請先に提出してください。

償還猶予を希望される方は余裕をもって申請ください。事務センターでの受付月の翌月もしくは翌々月からの適用となります。償還猶予が決定するまでの期間については償還義務が発生します。

<お問い合わせ先(猶予要件①~④に関するお問い合わせ、申請手続きについて)>

大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター 電話番号：0570-078-006

受付時間：平日 9：00~17：00（年末年始 12/29（木）~1/3（火）を除く）

<お問い合わせ先(猶予要件①~④以外に関するお問い合わせ、猶予相談等)>

市区町村社会福祉協議会 もしくは 自立相談支援機関

<申請書類送付先>

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター

〒542-0065 大阪府中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

大阪府コロナ特例貸付事務センター宛